

区民委員会議案説明資料

令和3年6月8日

件 名

- 1 報告第13号 専決処分した事件の報告及び承認について 2

(区 民 部)

報告第13号 説明資料

令和3年6月8日

件名	専決処分した事件の報告及び承認について
所管部課名	区民部 課税課
内容	<p>1 条例の名称（専決処分した事件） 足立区特別区税条例</p> <p>2 改正理由 「地方税法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、「足立区特別区税条例の一部を改正する条例」を改正する必要性が生じた。法律の施行日が令和3年4月1日であり、区議会定例会中の条例案の審議は不可能であったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とした。</p> <p>3 主な改正点（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） （1）軽自動車税環境性能割の臨時的軽減期限の延長 新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案して、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>4 実施年月日 （1）専決処分日 令和3年3月31日 （2）条例公布日 令和3年3月31日 （3）条例施行日 令和3年4月 1日</p>
今後の方針	今後も法令に基づき適切に対応していく。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第38条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第4条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第4条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第4条の4の2 略</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p> <p>第1条～第38条の4 (省略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第38条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>第38条の6～第66条 (省略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第4条の3 (省略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第4条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第4条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第4条の4の2 略</p>

改正前	改正後
<p>2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>3及び4 略</p>	<p>3及び4 略</p>
	<p>第4条の5～第18条 （省略）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p>